# 鶴岡地区サッカー協会規約

(名称)

- 第1条 本協会は、鶴岡地区サッカー協会(以下「協会」という。)と称する。 (事務局)
- 第2条 本協会の事務局は、鶴岡市役所に置く。

(組織)

- 第3条 本協会は、次に掲げる協会登録者(以下「会員」という。)全員をもって組織する。
  - (1) 鶴岡地区社会人サッカーリーグ加盟チーム
  - (2) 第1種登録チーム
  - (3) 高体連及び第2種登録チーム
  - (4) 中体連及び第3種登録チーム
  - (5) スポーツ少年団及び第4種登録チーム
  - (6) 女子チーム
  - (7) 壮年・超壮年等のサッカー愛好者

(委員会)

- 第4条 本協会に次の各号に定める委員会を置く。
  - (1) 専門委員会 総務委員会、審判委員会、技術委員会、規律委員会
- (2)種別委員会 1種委員会、地区社会人リーグ運営委員会、2種委員会、3種委員会、 4種委員会、女子委員会、シニア委員会、キッズ委員会、フットサル委員会
- 2 各委員会に関する事項は、各委員会が規定する。

(目的)

第5条 本協会は、会員相互の技術の向上と親睦を図るとともに、地区内におけるサッカー の健全なる普及、発展を期することを目的とする。

(事業)

- 第6条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - (1) 各種サッカー大会の開催
  - (2) サッカーに関する調査研究
  - (3) 指導者の養成に関すること
  - (4) 協会会員の技術向上、強化に関すること
  - (5) その他 協会の目的達成のため必要な事業

(役員)

第7条 本協会に次の役員を置く。

会長 1名、副会長 若干名、理事長 1名、副理事長 若干名、常任理事 若干名、 理事 若干名、監事 2名

(名誉会長、顧問)

第8条 会長は、理事会の推薦により名誉会長、顧問を委嘱することができる。 (役員の職務)

## 第9条

- (1) 会長は、本協会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 理事長は、理事会を統括する。
- (4) 会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事は、常任理事会を組織し、理事会の議決 に基づき、会務を執行する。

(役員の選任)

### 第10条

- (1) 会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事及び監事は、理事会において選出する。
- (2) 理事会は、第3条、第4条各号の代表者及び会長の推薦ある者をもって構成する。 (役員の任期)

## 第11条

- (1) 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 役員に欠員を生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、 補充された役員の任期は、前任者の残忍期間とする。
- (3) 役員の任期が満了しても後任者が選任されるまで、なおその職務を行う。

(会議)

#### 第12条

- (1)会議は、常任理事会及び理事会とする。
- (2) 会議は、会長がこれを招集し、会議の議長となる。
- (3) 会議の議事は、出席者の過半数をもってこれを決する。ただし、規約の改廃は、出席 者の3分の2以上の同意を得なければならない。

(理事会の審議事項)

#### 第13条

- (1) 規約の改廃
- (2) 予算及び決算の承認
- (3) 事業計画に関すること
- (4) 会員の会費に関すること
- (5) 会長が必要と認めた事項

(経費)

第14条 本協会の経費は、会費、寄付金、補助金及びその他の収入をもってあてる。 (会費の納入)

第15条 会費は年会費とし、毎年4月30日までに協会へ納入するものとする。会費の額については別に定める。

(会計年度)

第16条 本協会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附則 省略

附則

本規約は、平成25年4月14日から適用する。